

## 特定税額控除規定の不適用措置の見直し(案)

大企業が、以下に該当する場合には、研究開発税制その他一定の税額控除(特定税額控除※)の規定を適用しない。(適用期限:令和6年3月31日)

(現 行)

〔 所得金額が前年度の所得金額を超える場合 〕

① 給与：継続雇用者の給与総額が前年度の継続雇用者の給与総額以下の場合

かつ

② 投資：国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額以下の場合

(追加：前期黒字・当期所得増の一定規模以上の大企業の場合)

〔 以下のいずれにも該当する場合 〕

① 資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用従業員数が1,000人以上の場合

② 前年度の所得金額が0を超える(黒字)場合

③ 所得金額が前年度の所得金額を超える場合

① 給与：継続雇用者の給与総額の対前年度増加割合が1%未満であること

※令和4年度については、0.5%未満

かつ

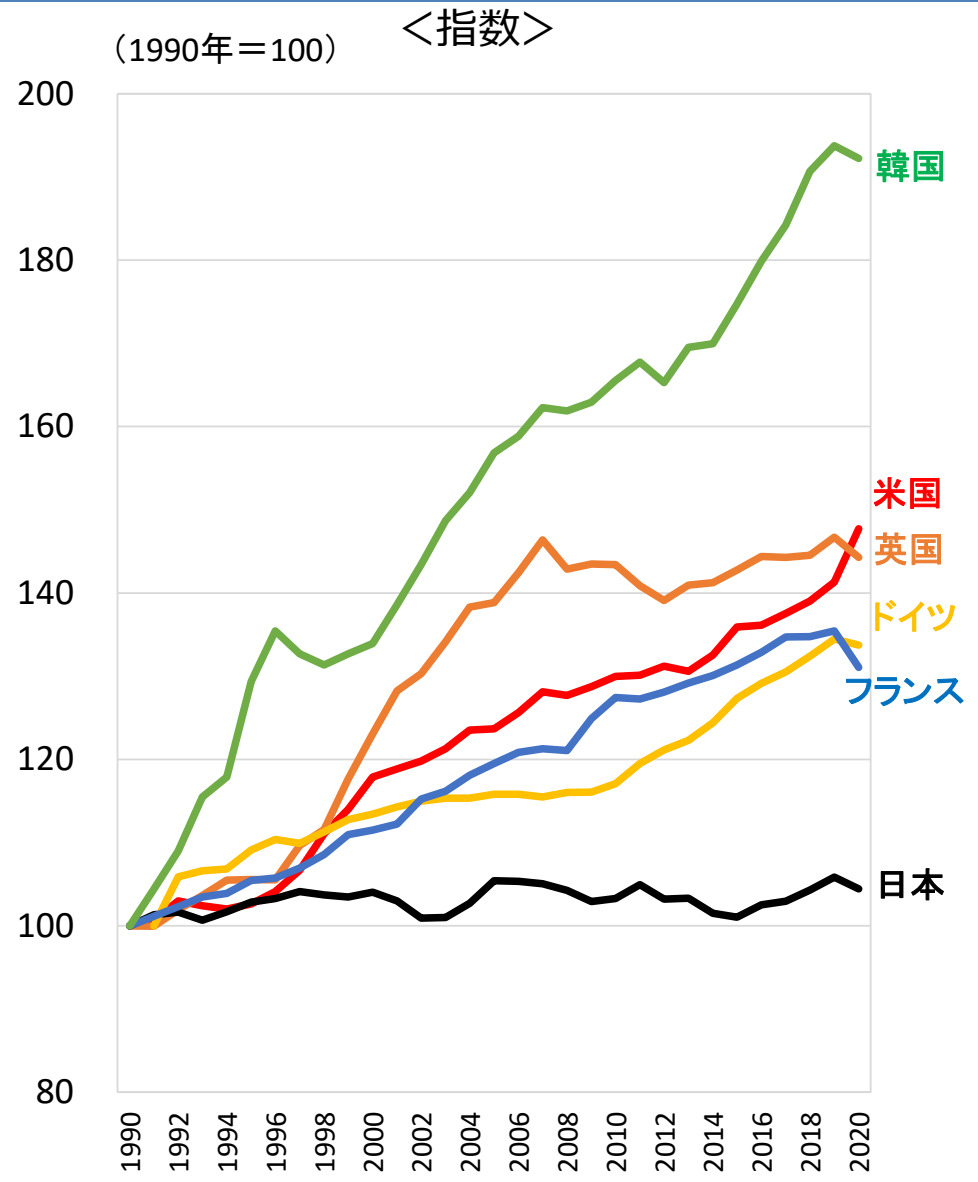
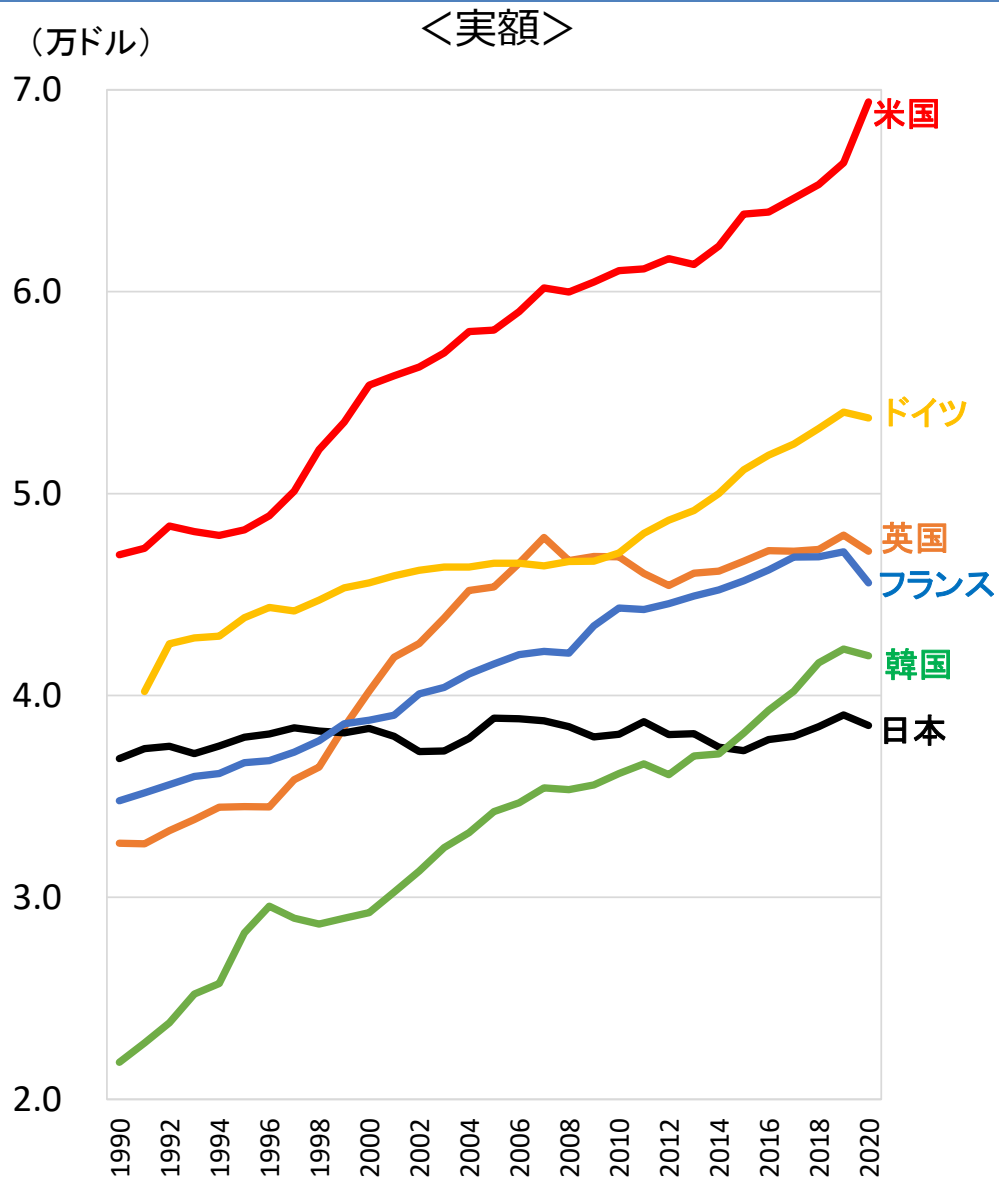
② 投資：同左

※ 特定税額控除：次の制度の税額控除

①研究開発税制、②地域未来投資促進税制、③5G導入促進税制、④デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、

⑤カーボンニュートラル投資促進税制

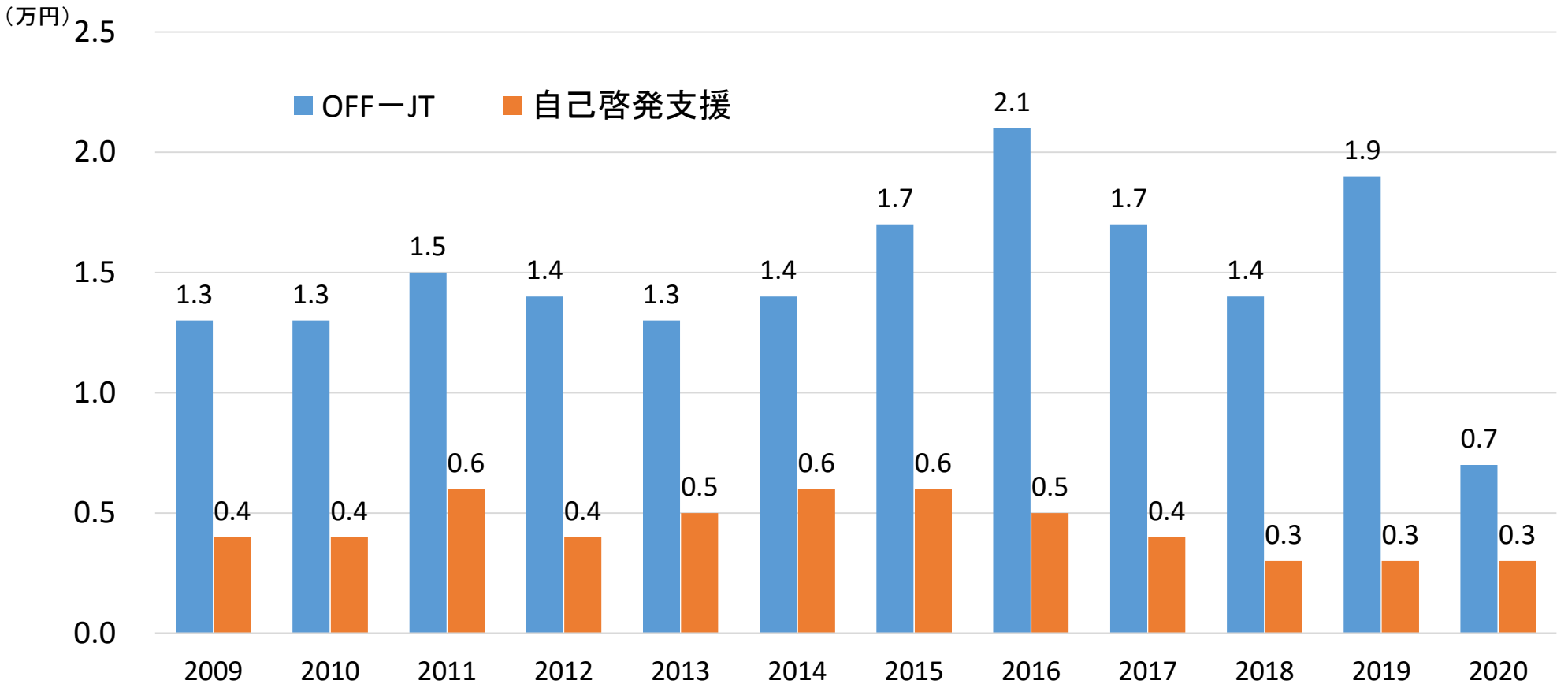
# 平均賃金の国際比較



(出典) OECD database  
 (注) 購買力平価実績ベース。ドイツのみ1991年以降の数値。指数はドイツのみ1991年=100。

# 企業の年間教育訓練費支出額(労働者一人当たり)

- OFF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに、大きな変化はみられない。むしろ近年は減少傾向。
- OFF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに行っていない企業も一定程度存在する。



	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
OFF-JT支出 企業割合	50.1%	51.7%	49.6%	52.1%	49.4%	51.3%	53.8%	52.8%	52.9%	52.9%	54.9%	45.3%
自己啓発支援 支出企業割合	26.4%	27.2%	25.6%	26.9%	26.0%	25.5%	26.3%	27.6%	26.7%	27.8%	28.2%	24.6%

両費用支出 企業割合	23.1%	25.0%	20.2%
支出なし 企業割合	41.9%	41.6%	50.1%

(出典)厚生労働省「能力開発基本調査」

※OFF-JT:業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいう。

※自己啓発:労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう。